

令和3年度に「学校選択制」の見直しを実施します

市立小・中学校では、お住まいの住所により指定される学校(指定校)への入学を原則としていますが、希望により指定校以外の学校を選ぶことができる「学校選択制」を運用しています。

保護者や生徒の皆さんを対象とした調査や、学校運営協議会への聞き取り、これまでの運用状況に基づいて検証し、令和3年4月に「学校選択制」の見直しを実施します。

■小学校 「学校選択制」から「新指定校変更制度」へ移行

小学校の「学校選択制」では「通学の距離・安全」が選択理由の第一位で、指定校と比べて自宅から近い学校を選択する傾向が続いています。また、災害などの安全意識が高まる中で、多くの保護者や地域の皆さんが遠距離通学に不安を感じています。

このような状況を踏まえ、小学校については、「児童の安全、地域の見守り」をキーワードに、「学校選択制」から、現行の「指定校変更制度」の承認基準を充実した「新指定校変更制度」へと移行します。

「新指定校変更制度」では、現行の承認基準である「許可区域(地形等を考慮して、指定校以外の特定の学校への入学を認める区域)」を、これまでの学校選択の状況を参考にして、大幅に拡大します。「学校選択制」と同様に、教室数より一部の学校については制約がありますが、指定校と比べて自宅から近い学校がある場合など、通学がお子さんの過度な負担とならず、安全に指定校以外の学校に通学できる区域を「許可区域」として指定します。

また、兄弟が通学している学校に弟妹が入学を希望する場合、祖父母宅や学童保育所等のお子さんの預け先がある通学区域内の学校に入学を希望する場合など、ご家庭の状況によって指定校を変更できる承認基準に、お子さんの適性を考慮して、小規模の学校などに指定校を変更できる承認基準を新たに追加します。

詳しくは、次ページの図「小学校 学校選択制の見直し」をご覧ください。

■中学校 「学校選択制」を継続し、受入予定数の決定方法を見直し

中学校の「学校選択制」も指定校と比べて自宅から近い学校を選択する傾向が続いていますが、選択理由は「友人関係」が第一位で、「部活動」を挙げている生徒は全体の15%となっています。また、入学する学校は、80%以上の家庭で生徒本人が主体的に決定しています。

このような状況を考慮して、中学校については、市内すべての中学校から選択できる「学校選択制」を継続しますが、「学習環境の充実」をキーワードに、受入予定数の決定方法の見直しを実施します。

現行の受入予定数は、普通教室へ変更可能な教室をできる限り確保し、決定していましたが、学習環境の充実を図るため、習熟度別指導や新学習指導要領に基づく指導を含めた各学校の教室利用計画を踏まえて、受入予定数を決定することとします。

なお、学校の教室利用計画によっては、受入予定数が現在の受入予定数を下回ることも想定されるので、希望者が受入予定数を超えた場合には、学校選択による希望者を対象とした抽選を実施することとなります。

■対象

令和3年4月に市立小・中学校に入学するお子さん、または、転入・転居に伴い、令和3年4月1日以降に転校するお子さん

なお、令和3年4月に小・中学校に入学を予定しているお子さんのいるご家庭には、来年4月に「新入学のご案内」を郵送します。

図 「小学校 学校選択制の見直し」

指定校以外の学校に変更できる主な基準

- 基準1** 指定校と比べて自宅から近いなど、より安全に指定校以外の学校に通学できる区域として設定する「許可区域」内にお住まいの場合
- 基準2** お子さんの適性などを考慮し、小規模の学校に入学を希望する場合
- 基準3** 兄姉が在学している学校に、その弟妹が入学を希望する場合
- 基準4** 学童保育所や祖父母宅など、お子さんの預け先がある通学区域内の学校に入学を希望する場合
- 基準5** 中学校は小中一貫校(いずみの森・館・加住小中学校 ※みなみ野小中学校は対象外)が指定校のため、小学校から小中一貫校の小中学校に入学を希望する場合

指定校以外の学校に変更できる具体例

